

(7) 入所者向けプログラム

①生活支援プログラムの有無と内容

一時保護所で実施している生活支援プログラムの有無をみると、47か所の一時保護所中、「実施している」保護所は13か所(27.7%)であり、「実施していない」保護所(34か所 72.3%)が多い。

具体的に実施されているプログラムは、自由記述で聞いた。「手芸教室」「華道教室」といったレクリエーション、「生活支援」「調理実習」「栄養講座」「育児相談」などの生活技術、「健康教室」「ストレッチ体操」「腰痛体操」など健康支援が多くみられる。その他、「内職」など就労支援、「心理教育プログラム」や「法律関係の講座」などが実施されている。プログラム実施者については、健康支援については主として「看護師・保健師」などが、心理に関連するプログラムは「心理判定員」「外部のメンタルケア団体」、就労支援や生活技術、レクリエーションなどについては、「生活支援員」「ケースワーカー」「福祉指導員」「栄養士・調理師」「介護職員」らによって担われている。数は少ないが、外部講師に委託している保護所もある。

②未就学児を対象としたプログラム

未就学児を対象としたプログラムを「実施している」保護所は15か所(31.9%)、「実施していない」保護所は32か所(68.1%)であり、「実施されていない」保護所の方が多い。具体的内容は、「保育」に関するプログラムの実施が多いが、実施頻度としては、「週1回1時間」や「平日1時間程度」といったものから、「週5回9:30~16:30」と

いったものまで多様である。その他、「心理ケア担当者との面談」(入所中1~2回)や、「恒常的に行っているわけではなく、季節の行事など(例 七夕、クリスマスの飾り付け、おやつ作り等)」(ケースバイケース)を実施している保護所もある

③学齢期児童の学習指導プログラム

学齢期児童の学習指導プログラムは、47か所の一時保護所のうち、27か所(57.4%)で「実施している」、一方「実施していない」保護所は20か所(42.6%)である。半数以上が学習支援プログラムを実施している。学習支援の内容としては、「ドリル」や「プリント」などを使用するとの回答が多いが、婦人相談所が委託した学習塾講師による「学力に応じた系統的な学習指導」(週2~4回程度)や、「教員OBによる学習指導」(平日2時間程度)、児童相談所の学習指導員(元教員)による「学力に応じたプリント指導」(月~金 1時間半)、一時保護所を校区とする小学校から専任の教諭が派遣される「訪問教育担当教諭」による「学年及び学習進度に応じた個別学習」(延べ週5回:1回につき2時間半)など学力に応じた指導を実施している保護所もある。また、「児童相談所一時保護入所児童とともに学数、体育を実施している」といった児童相談所を活用している所もある。

④その他のプログラム

その他のプログラムについては、47か所の一時保護所のうち、「実施している」保護所は14か所(29.8%)、「実施していない」保護所が30か所(63.8%)である。その具体的な内容は、主に心理療法士・心理相談

員・心理判定員など心理担当職員による「リラクゼーションプログラム」「心理判定」「プレイセラピー」「カウンセリング」「心理面接」「精神科相談」「集団心理療法」「心理教育」などの心理的ケア・支援が挙げられている。その他、「DV 教室」「DV 支援講座」、「就労支援セミナー」、「手芸」など余暇活動が実施されている。

(8) 一時保護所の運営体制や支援のあり方について—課題と思われる点 (自由記述)

一時保護所の運営体制や支援のあり方について、課題と思われる点について、自由記述で聞いた。それらは、大きく「利用者・同伴児・外国籍利用者に対する支援」「運営体制」「関係機関との連携」「制度の整備」のように分類できる (以下、「」内は自由記述からの転記である)。

①利用者に対する支援：

「子どもの頃から虐待を受けてきて非行問題と精神的不安定を抱えたケースの処遇が難しい」「精神疾患を伴う方への支援」「障害を有する入所者への自立支援」「本人の状態が不安定な時期ではあっても、短期間の中で、自立の方向性を決定しなければならないこと」「規則の守れない人、他の入所者とのトラブルを起こす人への対応」「障害や疾病があり、服薬管理を要するケースや、乳幼児を同伴する養育能力の低いケースが急増しており、対応に苦慮している」「通勤通学を希望する方への対応」「若年女子への支援」など

上記にみられるように、利用者に対する支援上の課題としては、若年女性への処遇、

障害・精神疾患など心理的・精神的課題などが挙げられていた。

②同伴児童への支援：

「同伴児童への学習支援：保護命令発令など安全確保されるまでは休学となり、十分な学習が担保できない」「同伴児の保育、学習指導の保障」「11 歳以上の男子を同伴不可 (男子は児童相談所一時保護所で保護) としており、母子が一緒に過ごすことができない」など

同伴児童に対する支援上の課題としては、保育や学習権の保障、男児の利用年限などが回答された。

③外国籍利用者への支援：

「日本語がわからず言葉が通じない場合 (通訳者依頼にも限りがある) コミュニケーションがとれず支援がすすまないことがある。」「日本語ができない外国人への支援」など

外国籍女性への支援の課題は、日本語ができない外国籍女性に対す支援が挙げられていた。

④運営体制

・運営体制

「“行くところがない”などの理由で一時保護になる人もいるが、半数以上が DV によるものであるため、安全確保を第一にした運営・支援体制にならざるを得ない」「DV 被害者と生活困窮等の要保護女性を同じ一時保護所で保護しているため、対応を DV 被害者に合わせている。要保護女性には、もう少し柔軟な対応が求められると

思うが、現状では DV 被害者の危険度に対応せざるを得ない。」 「(一時保護所は) 保護部門と相談部門との連携が重要です (情報、支援方針の共有等)」

ここでは、避難の必要な DV 被害者と、それ以外のニーズをかかえた女性が混在しているため、DV 被害者に合わせた対応を全体的なルールとして採用せざるを得ないといった課題と、一時保護所内の部署間の連携といった課題が挙げられていた。

・プログラム

「入所期間が長期化する場合、同伴児の学習保障やケアが十分にできていない。また、利用者のケアの充実のためのプログラム (余暇、リラクゼーション、就労支援) が未整備である。」「児童生徒に対しては、学習を確保されるために、教員資格者の学習指導を実施することが課題となっている。そのため、教職員の配置や有償・無償のボランティアなどの検討や学習指導にあたってのプログラムモデルについての研究が必要」

利用者・同伴児童両者に対するプログラムの未整備といった課題が記述されている。同伴児童に対しては、学習保障のためのプログラムのあり方・整備について指摘されている。

・一時保護所の構造上の課題

「相談を受けるところと一時保護所が併設のため、相談窓口の周知と秘匿性のかねあい」「居住スペースがせまく、学齢児以上を同伴する DV 被害者は委託せざるを得な

い状況である。(略)建物の構造などの見直しを希望するが、現実的には難しい面が多い」

「婦人保護施設と併設：婦人保護施設入所者の支援プログラムと重複してしまうことにより、一時保護所との人間関係にトラブルが生じる場合がある」「一時保護所が婦人保護施設と併設のため、婦人保護施設の機能が果たせない」「DV 被害者と帰宅先なし等の危険性のない保護者が混在していることに関する処遇や支援方策の進め方」

・居室

「個室でないため、DV 被害者と他の何らかの暴力被害者、そして住居問題での一時保護利用者と様々な主訴の人が同室している。暴力被害者への十分な配慮が難しい」

・職員配置

「人的体制の問題。相談件数の増加に伴い、人的体制の整備が必要だが、要求してもなかなか配置されないこと、また人材の確保が難しい」「平日の日中については職員が配置されておらず、支援が行き届かない面がある。」「24 時間受け入れ可能な体制をとっているが、夜間については当直代務員のみ勤務となっており、いくつかの問題はある」「本人に障害や疾病があり、服薬管理を要するケースや、乳幼児を同伴する養育能力の低いケースが急増しており、対応に苦慮している。入所者の入所中の生活の質を高め、安全を保障するためにも、保健師 (看護師) 等専門スタッフが必要と考える。」「相談業務と一時保護業務で職員の分離がなされていないため、保護所の生活の中でのきめ細やかなケースワークや見守りが困難」「女性相談員が原則 3 年の雇用となっ

ており、その培った相談スキルが生かしくい体制となっている。」「職員の資質向上」

⑤関係機関との連携

「関係機関の取り組みに温度差があり、連携による支援が円滑に進まない場合がある。」「(市役所の窓口が) DV 被害者に自立支援に不可欠な福祉諸施策への理解が低く、協議がかみ合わないことがしばしばある」

「経済的問題や精神的な問題を抱えている利用者が多く、退所後の継続的な支援が課題であり、関係機関との連携が重要である」

「一時保護職員(女相及び児相)が夜間休日の緊急電話相談及び保護の受け入れを行っているが、婦人保護業務に携わらない児相一時保護職員が休日の対応を行う場合がある。電話相談及び保護受け入れに関するマニュアルを作成し対応しているが、婦人保護業務に関する基礎的な研修を受ける機会がない。市町村により対応に格差があり、市町村からの支援の基準化を図る必要がある。」

⑥制度の整備

・経済的支援

「独自の経済的支援がない。生活保護制度に頼るしか方法がなく、入所直後に医療機関を受診する必要がある場合等、生活保護担当の理解を得られないと受診できないなど、トラブルが起きる。又、転宅費支給にも日数がかかる」「本人が所持金なしの場合、保護命令費用の工面」

・その他

「退所後も中期的な支援が必要な人のためのステップハウスの整備が必要」「身分証

明や所持金がなく、保証人がない人の自立支援(住居の確保等)」「保証人がない場合の就労や転居先の確保」「DVによる子どもへの心理的影響を考えると、中・長期にわたる地域での見守り支援体制が必要と思われる」

【婦人相談所一時保護所の運営と支援 「調査票 B 票：利用者調査」結果】

B 票は、一時保護所利用者が置かれている生活状況を把握することを目的としている。平成 23 年 8 月に入所した者を対象としたところ、合せて 457 人分の個票が回収された。

1. 入所者数

全国 47 都道府県の一時保護所において、平成 23 年 8 月中に入所した者(同伴者は除く：以下「女性入所者」)は、計 457 人である。そのうち、8 月中に「退所完了」した者が 423 人、「入所継続中」が 33 人(「無回答」1 人)であった(図 30)。

8 月中に退所が完了した 423 人の延入所日数は 6,760 日、平均は 16.0 日である。内訳をみると、「1 週間未満」が最も多く 142 人(423 人の 33.6%)、「2 週間～3 週間未満」が 81 人(19.1%)、「1 週間～2 週間未満」が 78 人(18.4%)である。A 調査票では入所期間を原則として 14 日間と設定している一時保護所が 32 施設であったとおり、約半数(52%)は 2 週間未満で退所し、3 週間未満でみると約 7 割(71.2%)に及んでいる。

比較的短期での入所が多いものの、4 週間以上をみると総計 80 人(18.9%)と約 5

人に1人となり、1か月前後～1か月以上の利用に対処している一時保護所があることが把握された（図31）。

2. 利用者の概況

①女性入所者 457人の国籍は、「日本」が417人（91.7%）と大半であり、外国籍は36人（7.9%）であった。その内訳は、フィリピン・中国・韓国・ブラジルなど9か国である（図37）。

②入所時の本人の年齢

女性入所者の入所時の年齢を年代別で見ると、20歳代が25.8%、30歳代が30.6%、40歳代が21.4%、50歳代が9.6%、60歳代が6.8%、70歳以上が2.6%である。10歳代の利用者も12人（2.6%）いる（図33）。

詳細にみると、「30～34歳」が77人（16.8%）、「25～29歳」が75人（16.4%）と多く、合わせて33.3%と約3人に1人がこの年齢層である。ついで「40～44歳」が64人（14%）、「35～39歳」が63人（13.8%）、「20～24歳」が43人（9.4%）、「45～49歳」が34人（7.4%）となっている。

一方、50歳代以上の入所者を合わせると87人（19%）、全体の約5人に1人おり、中高年齢層の利用ニーズも確認された。

③单身／家族同伴別内訳、同伴児の内訳

「单身」での入所が229人（50.1%）、「同伴児童あり」は226人（49.5%）であり、ほぼ半々となっている。また、「その他」が4人（0.9%）いる（図34）。

同伴児がいる女性入所者226人が入所時に同伴した子ども数の総計は388人である。その内訳は、「幼児」が最も多く199人（男

児100人・女児99人）であり、子ども総数の51.3%を占めている。また、「乳児」も48人（12.4%：男児27人・女児20人・性別不明1人）おり、一時保護所における保育体制の整備が重要であることがわかる。

「小学生」は110人（28.4%：男児53人・女児57人）、「中学生」は18人（4.6%：男児5人、女児13人）、「義務教育年齢以上」は13人（3.4%：男児2人・女児11人）であり、中学生以上層では男児の比率は低い（図35）。これは、A票で把握されたように、男児の場合には年齢制限があることも一因であると推察される。

④配偶関係

配偶関係をみると、「婚姻中」が最も多く275人（60.2%）、「事実婚継続中」が62人（13.6%）であり、離婚や夫婦関係に関わる支援が必要であることがわかる。「離婚成立」は57人（12.5%）、「婚姻（事実婚含む）経験なし」は53人（11.6%）である（図36）。

⑤本人の学歴

B票では、女性入所者の学歴を把握したが、「わからない」という回答が128人（28.0%）あり、すべての入所者について把握できているわけではないことがわかった。把握できた329人を母集団としてみると、中卒（中卒＋中卒後高校中退＋高校中退）は計128人（329人の38.9%）であり、高卒（121人・36.8%）よりも多い結果であった。「短大・大学卒」は40人（12.2%）と1割強であり、全体として教育達成年数が低いほうに偏っていることが把握された。

3. 暴力被害状況

①身体的・性的暴力被害状況

身体的及び性的暴力の被害状況をみると、「特にない」は79人(17.2%)のみであり、無回答5人を除く373人(81.6%)が被害を受けている。加害者が誰であるのかについて複数回答で尋ねたところ、「夫から」が244人、「内夫から」が56人、「元夫から」が16人、「恋人から」が15人である。このほか、他の家族員や親族等からの暴力もあり、「親から」16人、「子どもから」10人、「親族から」10人、「その他」10人であった(図39)。

②精神的暴力被害状況

精神的暴力の被害状況をみると、「特にない」は99人(21.7%)であり、無回答5人を除く353人(77.2%)が被害を受けている。ただし、調査回答者は職員であるため、これよりも多い被害状況があることも考えられる。

加害者が誰であるのか複数回答で尋ねたところ、「夫から」が230人、「内夫から」が51人、「元夫から」が16人、「恋人から」が14人である。このほか、他の家族員や親族等からの暴力もあり、「親から」16人、「子どもから」8人、「親族から」13人、「その他」13人であった。このうち、複数の者から暴力被害を受けている者は8人おり、夫からの暴力と親族からの暴力など複合的に困難状況に置かれている。

①②の暴力被害状況をみると、元夫や恋人など婚姻関係にない者からの暴力被害のほか、ファミリーバイオレンスによる被害もみられ、配偶者暴力という法的な範疇に

おさまらない暴力への対策が必要であることが把握された(図40)。

4. 夫等・子どもの状況

①夫等の状況

女性入所者の夫等がどのような生活課題を抱えているかについて、おもに身体的・精神的疾患や障害の状況、不就労の状況、異性関係やギャンブル・アルコール・薬物の依存状況などについて複数回答で把握した。夫等がいない87人と無回答7人を除いた363人を母集団としてみると、夫等がこれらに該当する生活課題を有していない人は188人であり、175人(48.2%)と約半数が何らかに該当していた。

その内訳をみると、「働かない」53人、「失業中」33人、「精神的疾患または疑い」30人、「アルコール依存」29人などが多い項目である。次いで、「異性関係」23人、「ギャンブル」22人、「身体的疾患または疑い」19人、「薬物使用・依存」14人、「精神障害または疑い」7人、「身体障害または疑い」5人であった(図41)。363人のうち、これらの項目の複数に該当する者も47人いた。

②子どもの状況

子どもが抱えている課題について複数回答で把握したところ、虐待等に関わる項目では「父親からの虐待」があり子どもをもつ入所者は75人、「その他不適切な養育」が32人、「内夫・母の恋人等の虐待」が10人、「母親からの虐待」が9人であった。障害や疾病等では、「障害または疑い」が23人、「発達の遅れ」が10人、「慢性疾患」が4人である。そのほか、「学力の遅れ」10

人、「不登校・ひきこもり」7人であった(図42)。なお、32人が複数項目に該当していた。

5. 家族関係

夫婦関係の悪化・離婚問題・姑舅との関係悪化・その他の親族との関係悪化について複数回答で把握した。無回答1人を除く456人を母集団としてみると、「該当なし」は97人(21.3%)であり、8割弱が何らかの家族関係上の課題を抱えていた。その内訳をみると、「夫婦関係の悪化」が282人と最も多く、「その他の親族との関係悪化」が78人、「離婚問題」が65人、「姑・舅等との関係悪化」が28人であった(図43)。なお、79人が複数項目に該当していた。

6. 居住環境

①一時保護直前の居住場所

一時保護所に入所する直前にどのような居住環境にあったかを把握した。直前の居住場所をみると、「夫等と同居」が263人(57.5%)と最も多い。「別居の親族宅に避難」が43人(9.4%)、「親族以外に避難・居候・間借り」が28人(6.1%)であり、夫と住んでいた家から直接一時保護所に避難してきた者のほか、すでに親族やその他の者のもとに避難していた者が一時保護所を必要としたことがわかる。

そのほか、「ネットカフェ等」12人「路上生活」「他の福祉施設」がそれぞれ10人、「車上生活」9人、「病院」8人、「住込み就労」6人である(図44)。

②居住先の喪失経験

居住先を喪失した経験があるかどうかを

複数回答で把握した。無回答8人を除く449人を母集団としてみると、「特になし」は367人(81.8%)であり、82人(17.9%)が何らかの喪失体験を持っていた。

その内訳をみると、「居候先からの退去」が22人、「立ち退き」が21人、「住み込み先退去」が8人、「退院先なし」が1人である。また、「その他」が35人あり、家出・実家を追い出される、施設退所などがみられた(図45)。

7. 入所時の本人の心身の状況

入所時の女性入所者の心身の状況について、精神的・身体的障害または疾患(疑いを含む)、知的障害または疑い、妊娠・出産に該当するかどうかを複数回答で把握した。無回答4人を除く453人を母集団としてみると、「該当なし」は254人(56.1%)であり、199人(43.9%)が何らかの項目に該当していた。その内訳をみると、「精神的疾患またはその疑い」が最も多く100人、「身体的疾患またはその疑い」が41人、「妊娠中・出産直後」が29人、「知的障害またはその疑い」が26人、「精神障害またはその疑い」が25人、「身体障害またはその疑い」が10人である。

B票調査の対象となった457人を母集団でも、精神的疾患またはその疑いに該当する100人は21.9%と約5人に1人にあたることから、一時保護所における精神的ケアや治療を要する利用者が一定数いることが明らかとなった(図46)。

8. 入所直前の経済状況

入所直前の経済状況について、何らかの困難な状況があったかどうかを複数回答で把

握した。無回答3人を除く454人を母集団としてみると、「該当なし」は202人(44.5%)であり、252人(55.5%)と半数強が何らかの経済的課題に該当した。その内訳をみると、「経済的困窮」が186人で最も多く、「生活保護受給中」が60人、「その他からの借金」が31人、「サラ金等からの借金」が18人である(図47)。

9. 売買春等の関与

売買春等の関与状況を複数回答で把握した。無回答8人を除く449人を母集団としてみると、該当なしは419人(93.3%)と多く、30人(6.7%)が何らかに該当した。その内訳をみると、「性産業で就労」22人、「売春を強要される」5人、「ヒモ・暴力団の関与」3人、「人身取引」1人、「その他」1人である(図48)。

D. 考察

婦人相談所一時保護所の運営と支援に関しては、以下のような現状と課題が把握された。

(1) 利用者の現況について

調査票B票の結果から把握されたように、一時保護所利用者は10歳代から70歳以上と年齢層は幅広く、単身の場合と同伴児がいる場合はほぼ半々、また、婚姻中の者は6割程度であるなど、個々の置かれている状況は多様である。今回の調査では学歴を把握したが、学歴がわかる者のうち中卒層が4割弱である一方、短大・大学卒が1割強であり、教育達成年数においても開きが大きいことが把握された。一般の高校進学率と比較すると中卒層の比率が高いが、これは年齢コーホートによる影響も考えられ

るため、20歳以上40歳未満の年齢層の利用者を抽出し学歴階層が把握される186人の内訳をみたものが以下の表である³。

<20歳以上40歳未満の利用女性の学歴>

	実数	割合
中卒	72	38.7%
高卒	92	49.5%
短大・大学卒	22	11.8%
計	186	100.0%

高校進学率が高止まりをしているこの年代においても、中卒が38.7%と高い。DVは所得や学歴にかかわらずあらゆる階層で発現しているが、一時保護所への避難が必要となる女性の学歴は、より低位な学歴階層に偏っている点が改めて確認される調査結果となった。これは、2010年度に実施した民間シェルター調査(以下、民間シェルター調査:巻末資料)の利用者の傾向と比較しても、顕著な傾向である。

10代利用者は少ないものの、クロス集計できる10人をみると、入所時に単身であった者が6人、児童同伴が3人(いずれも乳児)、その他1人である。このうち2人は婚姻(事実婚含む)継続中での入所となっている。学歴は8人が中卒、2人が高卒であり、中卒後から早い自立を余儀なくされるなかで生活困難が深まったことが推察される。一時保護所入所直前の居住場所をみると、自宅のほか、夫等と同居、住込み就労、病院、友人宅、ホテルなど様々である。中

³ クロス集計においては、使用できるデータは445票であり、それをもとにしている。1自治体において、個票ベースではない回答があったため、当該自治体を除いている。

卒・高校中退等で学校教育を離れた子ども／若者が生活困難を深める前に相談や支援を提供できる場や居場所となるスペースなどが必要であるといえよう。

このように、DV 被害女性の年齢階層・社会階層・生活基盤・健康資本・被害状況などに着目し、被害者の個別性に配慮した支援方法・支援内容を整える必要があることが B 票調査結果からは示唆されている。

(2) 運営体制について

① 婦人相談所一時保護所の職員体制の充実

婦人相談所（一時保護所）における相談援助職である「主任指導員」「相談指導員」については常勤の割合が高いが、婦人相談員では 87.0% が非常勤職員である。雇用年限を設けている自治体もあり、このような現状はスキル（援助技術）の蓄積がなされにくい課題をもたらすと思われる。利用女性たちが抱えるニーズ・主訴は複合的で多様であり、婦人相談員を専門性の高い相談援助業務として位置づけていくことが必要であろう。そのためには、婦人相談員の資格要件（社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉主事など）の設定や常勤化が検討される必要がある。同時に、そもそも婦人相談員は、売春防止法に非常勤職員と規定されており、その見直しが求められる。

同伴児童のケアを行う職員配置がある自治体は約半数に過ぎず、また常勤職員より、非常勤職員の配置が多い。子ども支援の観点から早急に整備していく必要がある。そのためには、配置根拠の明確化として「婦人相談所に関する政令」「婦人相談所設置要綱」などに明記していくことが求められる。

また、精神疾患・精神障害を抱えた DV

被害者に対する支援の充実のためには、メンタルケアに精通した精神保健福祉士・臨床心理士などによる心理職・心理判定員配置の充実が必要である。

平日や夜間には専門の職員が配置されていないといった職員配置の課題もある。特に、夜間は当直代務員のみ勤務といった保護所もあり、緊急体制の整備として人員配置の見直しは重要な課題である。

相談部門と一時保護部門が同一建物にある場合など、相談業務と一時保護業務で職員の分離がなされていない場合があり、保護所内でのきめ細やかなケースワークといったレジデンシャル・ソーシャルワークが困難といった課題も自由記述から明らかとなった。

② 一時保護所の構造上の課題

一時保護所の構造上の課題として、第一に個室の整備が挙げられる。一時保護所を利用する女性たちの主訴・ニーズ・状況は多様であり、各人に対して安全・安心な環境の提供が必要である。母子用個室・単身用個室を設置し、個人のプライバシー尊重や利用者間トラブルなどを解消することは重要といえよう。

第二に、利用を妨げる設備上の構造の見直しや物理的条件の緩和（バリアフリー化へ）などがある。本調査によると、車いすの利用者について受け入れ可能な保護所は、およそ 1 割と少なく、障害に対応した構造が求められる。

第三に、保育設備・学習スペースなど、子どもが利用できる設備の充実が必要である。

第四に、相談部門と一時保護部門が同一

建物内にある場合、相談窓口の周知と一時保護所の秘匿性の両立といった課題がある。

③連携体制の構築

連携体制の課題として、第一に、所内の連携体制の困難がある。例えば婦人相談所内の保護部門と相談部門の連携の困難が自由記述から指摘されている。さらに、他機関との併設機関の場合、夜間休日など婦人保護業務以外の担当職員が対応することがあり、他職種職員がDV被害者対応を理解していない状況があることが自由記述にみられた。他職種間連携の困難である。所内の研修やケース会議などをはかり、他部署の職員であっても、DV被害者支援の在り方を理解できるような、他職種連携をはかっていく必要がある。

第二に退所後の連携体制の構築がある。一時保護所利用者には、経済的ニーズや性的暴力被害、精神的不安定など複合的な問題を抱えている利用者が少なくない。退所後の継続的な支援を可能にする人的レベル・物的レベル・行政レベルの連携を構築することが重要である。特に、知的障害、精神疾患・精神障害、若年・高齢など特別なニーズ・問題を抱えている女性たちに対しては、一時保護から退所後まで、切れ目のない支援が必要であり、関係機関との連携体制の構築による、地域での見守り体制が欠かせない。それらを図るための方策の一つとして、ケアマネジメントの導入がある。ケアマネジメントは、複数のニーズ・問題を抱えている人々に対して、ニーズと社会資源を結びつけ、調整していく支援策である。ケアマネジメントの実施によって、DV被害者の地域生活を継続的に支援して

いくシステムの創出が期待できるといえよう。

(3) 支援体制について

①利用期間・要件の緩和について（利用者本人）

全国 47 か所の一時保護所のうち、約 7割が原則「2週間」「1週間」といった利用期間の設定を行っている。概ね、一時保護期間の設定が短期であり、精神的安定が図れないまま、退所後の方針を決めて行かざるを得ない状況がある。民間シェルター調査においても「2週間未満」が一定数あったものの、1か月以上の利用層も多く、最長は約2年であり、ケースの実情に応じた利用期間の設定が必要であることを物語っていた。

また、女性に対する利用要件として、年齢や障害、妊娠・出産時に関わる要件がみられ、一時保護所の利用が困難となるケースが存在する。年齢制限としては、65歳以上の高齢者福祉対応年齢については受け入れ困難といった保護所がある。介助の必要な利用者や精神疾患を抱えた利用者については、受け入れ制限がみられる。妊・産婦の受け入れについては、妊娠月数や子どものケアができること、身辺自立できていることなどが条件となっている。こうした制限が設けられる理由には、集団生活という条件の下、保育・介護が可能な人員不足・設備の未整備などがある。一時保護が必要な人が、必要な場合に利用できる保護所であるよう整備することが求められる。なお、これらの利用期間・要件については、地域による相違がみられ、ナショナルミニマムの観点からも検討が必要である。

②利用要件の緩和について（同伴児）

同伴児童の利用要件としては、年齢がある。特に男児の場合、多くは中学生になるまでに利用が困難となる。男児を抱えた利用者が避難しにくい状況につながることはないよう検討が必要となる。

民間シェルター調査では、同伴児のうち中学生の男女比をみると男児のほうが女児の約2倍であり、高校生の男女比は同数であった。この年齢層の男児の利用ニーズがあることをふまえ、設備面も含めて整備が求められる。

③外国籍女性に対する支援

外国籍女性に対する支援は、コミュニケーションの問題が生じることから、通訳費用の確保といった実際的な課題がある。それとともに、異なる文化的背景を持つ利用者に対するソーシャルワークである「異文化間ソーシャルワーク」⁴の視点に立った支援を図っていく必要がある。

④一時保護における利用者向けプログラムの充実

一時保護中の生活支援の一つとして入所者向けプログラムの実施は約7割にとどまっており、実施していない保護所が多いが、生活スキルの向上、リラクゼーション、心理ケア、就労支援などを対象として、一時保護所における生活の質の向上を目指したプログラムがなされている保護所もある。例えば、「本人が現状の自分を肯定的にとらえ、暴力被害を正しく理解し、退所後に利

用可能な社会資源や制度の知識を得ることを目標とした週1回のグループワーク」や「バランスのよい食事、外食での栄養バランスのとり方や、入所者に応じた栄養指導」などが挙げられていた。今後、さらに入所中の生活プログラムの実施、充実が求められる。

⑤一時保護所における同伴児童向けプログラムの充実

生活環境が急変した同伴児童にとって、一時保護所内での生活の質の確保のために、プログラムを準備することも大事な課題である。実際には、未就学児を対象としたプログラムを実施しているのは、およそ3割である。通学できない学齢児に学習指導としてプログラムを実施しているのは、約半数であった。一時保護所における子どもへのケアという観点からも、ケア的プログラムや学習指導プログラムの充実は欠かせない。特に、学習指導に対しては、現在、いくつかの都道府県によって取り入れられているような訪問教育担当教諭や、元教員による子どもの学力に応じた支援体制が必要といえよう。子どもの学習権に関わる内容であり、都道府県によって格差の生じないあり方を構築する必要がある。

E. 結論

以上の知見を踏まえ、政策的含意について生活再建の視点から整理する。

①被害者の抱える複合的困難と社会経済階層に対応した生活再建支援の必要性

DV被害はあらゆる社会階層・経済階層で発生していることはいままでもないが、より複合的な困難を抱えている被害者や、

⁴ 石河久美子『異文化間ソーシャルワーク』川島書店 2003年

若年・高齢など年齢階層により発生する困難、学歴階層ゆえに抱える生活再建上の困難、更に暴力の複合性による心身へのダメージの大きさなど、被害者の個別な実状に応じた生活再建策が必要である。その一例として、幾つかの項目を以下に列記する。

○中卒・高校中退である被害者については、学歴取得に向けた支援も有効である（高卒認定試験、通信制・単位制高校活用による高卒資格の習得等）。

○妊娠・出産期に DV 被害にあった当事者には、入所によるケアを提供できる婦人保護施設の増設などが望まれる。また、自治体によっては、10代妊娠・出産者のピアグループの運営を進めている先進事例もある。

○知的・精神障害を抱える女性の DV 被害・高齢期の DV 被害については、障害福祉領域、高齢福祉領域との具体的な連携体制の構築が望まれる。地域包括支援センターでの相談においても DV 被害が散見され、市町村の社会資源の整備状況に応じた連携体制の確認や構築が必要である。

○低所得階層である家族で生育し、親族支援もなく複合的困難を抱える当事者がいる。そのなかには、学歴取得もままならず、病気や知的障害も大人に発見されないままに成人期に至り、異性関係のなかで DV 被害に晒される被害当事者もいる。幼少期より家庭で DV を目撃・体験したり、性被害を被ってきたりした場合も少なくない。生育過程で背負ってきた重荷に対するケアが提供できる体制も必要である。このような場合、生活型施設による中・長期的な支援も有効であるが、単身女性の受け入れの場となっている婦人保護施設は年々減少傾向

にある。女性支援施設として、婦人保護施設の一層の活用の方途を検討する必要がある。

○知的障害、精神疾患・精神障害、若年・高齢など特別なニーズ・問題を抱えている女性たちに対しては、一時保護から退所後まで、切れ目のない支援が必要であり、それらを図るための生活再建支援策の一つとして、一時保護所においてケアマネジメントを導入し、DV 被害者の地域生活を継続的に支援していくシステムを創出する必要がある。

○複合的な問題をかかえる DV 被害者の生活再建を支援するためには、高度な専門性を有した相談援助職者が必要である。社会福祉士や精神保健福祉士、臨床心理士などの有資格者の雇用を進め、配置根拠の明確化として「婦人相談所に関する政令」「婦人相談所設置要綱」などに明記していくことが必要である。

②子どもの視点にたった子ども支援の構築

子どもの視点にたった切れ目のない支援の実施体制と子どもへの支援施策の整備が必要である。児童相談所、児童家庭支援センター、保育・教育機関（含む：スクールソーシャルワーカー）、医療・保健機関などが連携し、子どもへの支援体系を整備することが求められる。

○児童精神科医療の保障

○子どもの学習権の保障

○児童虐待と DV 被害の重複の可視化：児童虐待ケースとして受理した場合にその背後に DV があるかどうか、DV 被害として受理した場合にはその背後に児童虐待があるかどうか、綿密な確認とアセスメントが必要である。

○ジェンダー視点を加味した子ども支援：父親からの暴力被害の経験は、男児・女児にとってそれぞれに多様な影響を及ぼす。男児の場合には、男性性の形成への困惑や、母親との二者関係における固有の困難などもあり、思春期にその影響があらわになることもある。ジェンダーの視点をもって子ども支援を講じることが必要である。

○一時保護所・施設退所後の子ども支援の責任の所在の明確化：一時保護所や施設を退所したのち、いずれの機関がその子どものアフターケアにおける責任を有していくのかを明確にし、長期的に見守ることができるネットワークを構築しておくことが必要である

③安定した経済基盤の確保

DV 被害者の経済的負担を軽減する独自施策が求められる。諸外国の DV 防止法／DV 対策では、DV 被害に伴い実質的に生じる費用負担について、政府が対応したり加害者に弁償させる制度が盛り込まれている。シェルターへの避難経費、医療費、裁判や保護命令手続きに伴う諸経費、裁判や求職活動で託児が必要な場合の保育費用、一時保護所退所後に民間住宅を借り上げた際の家賃補助、カウンセリング受講費用等、DV 被害に対する独自の経済的支援措置が必要である。

④安全で安心な住居の確保

住居確保のポイントは、「安心・安全」「迅速性」「繰り返しの転居の回避」など様々にある。公営住宅の速やかな入居を可能にすることや、民間賃貸住宅の家賃補助はもとより、様々なケアの提供や同じ立場にある

女性との交流により孤立化の防止が可能となるステップハウスや母子生活支援施設も重要な社会資源である。

○民間団体により運営されるステップハウスへの助成や運営支援の充実が必要であり、そのためにも、ステップハウスの現況に関する全国調査が求められる。

○母子生活支援施設は年々減少傾向にあり、都道府県により人口比を考慮しても施設数の格差は大きい。DV 防止法施行後も減少している。その背景には、自治体における入所決定過程でニーズを十分把握できておらず入所に結びついていない傾向や、「離婚していないと入所できない」「自立の見込みがない場合には入所できない」などの誤った対応もみられ、ニーズが顕在化してしまっている現状もある。市町村の対応について、研修の実施などを通し改善する必要がある。

⑤女性支援の関係領域での運営指針策定と第三者評価ガイドライン策定の必要性

女性支援に関わる諸機関や施設において、支援の専門性を高め、利用者の人権を擁護するための取組みが求められる。具体的には、機関・施設等の運営の質の差をなくし、支援の質の向上を図るため、運営理念等を示す「指針」およびその「手引書（指針の解説書）」を作成し、自己点検できる仕組みが必要である。更に「第三者評価」を義務づけることにより、外部からの客観的な視点を担保することも有効である。

最後に、以上の諸課題の前提として重要な点として、婦人相談所一時保護所の位置づけであるといえよう。現在、婦人相談所

一時保護所の約半数が、婦人保護施設との併設である。現行において DV 被害者支援は、婦人保護事業の枠組みを活用しており、社会復帰に向けて地域に関わる必要がある婦人保護施設利用者と、安全確保・緊急避難が必要な DV 被害者が、同じ施設・制度を活用していることに矛盾が生じている。シェルターとしての一時保護所のありかたの検討は、実は、婦人保護事業の枠内にとどまらない、新たな被害者支援制度のあり方、あるいは婦人保護事業の法的・制度的位置づけの検討とセットとして検討していく必要があるのではないだろうか。

補足表1 雇用形態別職員構成（複数回答・単位：施設）

	主任指導員	相談指導員	婦人相談員	心理判定員	専任当直員	業務当直員	臨時職員	看護師	電話相談員	栄養士
計	60 100.0	128 100.0	131 100.0	52 100.0	99 100.0	89 100.0	24 100.0	25 100.0	64 100.0	17 100.0
常勤	55 91.7	93 72.7	17 13.0	23 44.2	11 11.1	— —	1 4.2	13 52.0	— —	8 47.1
非常勤	5 8.3	35 27.3	114 87.0	29 55.8	88 88.9	89 100.0	23 95.8	12 48	64 100.0	9 52.9

(n=46)

*無回答の1施設除く

補足表2 雇用形態別同伴児童のケアを行う指導員数（単位：施設）

	保護所数	1人	2人	3人	4人	5人以上	延人数
常勤職員	8 100.0	3 37.5	2 25.0	1 12.5	- -	2 25.0	23
非常勤職員	23 100.0	17 73.9	3 13.0	2 8.7	- -	1 4.4	36

補足資料 婦人相談所事業概要の改善案

婦人相談所事業概要は、各婦人相談所の基礎資料であるが、各都道府県が独自の様式で作成しているため、項目や統計などは統一されていない。記載事項も、都道府県によって異なっている。各都道府県の婦人相談所の体制・業務実績・内容を明示する重要な資料として、各地域の実態を明らかにし、婦人相談所の社会的役割を周知するためにも、秘匿性に留意しつつ、基本項目に関しては、統一様式を用いて資料を作成することが求められる。

基本的な記載項目としては、概ね以下のような内容が考えられる。

(i) 相談所概要・相談体制に関する項目

A 各婦人相談所沿革・組織図・職員構成（職種別職員数、雇用形態別配置）

B 業務内容

C 関係行事実施状況

D 研修実施状況

E 電話相談・来所相談・専門相談の実施日、実施時間、実施方法

F 一時保護定員、居室数、居室の構成

(ii)相談、支援事業実績に関する項目

E 相談件数（相談件数（電話、来所、巡回、メール）、相談状況年次推移）

F 事務所別相談件数（電話、来所、巡回、メール）

G 時間帯別電話相談受理件数

H 来所相談の状況（主訴、年齢、相談経路、職業、売春関係、処理状況）

I 電話相談の状況（主訴、年齢、処理状況）

J 一時保護実績（女性本人：利用者数、経路、在所日数、主訴、年齢、退所先）

K 一時保護実績（同伴児：利用者数、在所日数、年齢、退所先、同伴児の学習指導・保育状況）

L 一時保護実績（外国籍女性：利用者数、経路、在所日数、年齢、主訴、国籍、退所先、人身取引被害者の状況）

M DV被害者の状況(相談形態別相談件数、経路、在所日数、年齢、処理状況)

保護命令関係（裁判所への書面提出を求められた件数、配偶者からの暴力の被害者にかかる証明書の発行件数、保護命令申し立ての状況）

これらの基本的項目は、婦人相談所の事業を理解する貴重な資料である。地域的な特性と全国的な状況の両者を理解するためには、統一された様式であることが重要である。また年次ごとに公開すること、情報へのアクセスしやすさ（冊子形態、HP掲載など）も必要といえよう。

外国人被害者支援の現状分析と支援モデルの構築

研究分担者 吉田 容子 立命館大学

研究分担者 齋藤 百合子 明治学院大学

研究要旨

本研究は、DV や人身取引などの暴力被害を受ける女性のうち、特に外国人女性をとりあげ、外国人女性がかつ脆弱性とその女性達への支援策の現状と課題を明らかにし、外国人女性暴力被害者への支援策の体系化とその効果的展開に資する政策提言を行うことを目的としている。そのため平成 23 年度の研究は、民間シェルターと一時保護所の利用者調査における外国人女性の利用者調査、外国人女性の支援に携わっている専門家会議のほか、少子高齢化を背景に国際結婚による移住女性が増加している韓国における多文化家族支援政策調査を実施した。これらを検討・分析することによって、外国人女性暴力被害者への支援の現状と課題を明らかにし、支援モデルを検討した。

A. 研究目的

1. 日本における「外国人女性」の状況

(1) 在留外国人女性の統計

法務省入国管理局によれば、2010 年 12 月末現在の外国人登録者数は約 213 万 4151 人、うち女性は約 116 万 1670 人 (54.4%) である。在留資格別では「一般永住者」約 56 万 5089 人、「日本人の配偶者等」約 19 万 6248 人、「定住者」約 19 万 4602 人等である。2010 年の国籍別統計では、中国 (68 万 7156 人) と韓国・朝鮮 (56 万 5989 人)、そしてフィリピン (23 万 552 人)、ブラジル (21 万 181 人) と続く。この 4 国出身者が外国人登録の 79.4% を占める。さらに、国籍別に女性比率をみると、フィリピン 78%、タイ 74.9%、と 7 割を占め、中国は 58.4 % と約 6 割を女性が占めており、

出身国別の男女比の傾向に差異がある。登録外国人が多い地域は東京、大阪、愛知、神奈川、埼玉、千葉、兵庫、静岡、茨城、福岡と続いている。

また、厚生労働省人口動態調査によれば、2009 年の婚姻届出数は約 71 万件、そのうち外国人と日本人との婚姻は約 3 万 4000 件 (約 5%) で、およそ 20 組に 1 組が国際結婚である。2009 年の国際結婚をみると、夫日本人・妻外国人のカップルが約 2 万 7000 件 (約 78%) である。妻の国籍は、中国が約 1 万 3000 人 (約 48%) と半数近くを占め、フィリピン、韓国・朝鮮、タイ、ブラジル、アメリカ、ペルー、イギリスと続く。中国籍の妻はこの 20 年 (1989 年～2009 年) で 3.9 倍に増加した。

2000 年国勢調査データから在日外国

人のジェンダーや家族を分析した大曲らの調査によれば、(大曲、高谷、鍛冶、稲葉、樋口 2011: 11) フィリピン、タイ、中国の国籍を有する女性が日本人との国際結婚により定住する割合が高いこと、またこうした国際結婚女性の労働力率が低く、専業主婦傾向にある。この傾向は、共稼ぎが多いブラジル、ペルー国籍者、また英語教師など技能を生かした職業を選択できるイギリスやアメリカ国籍者と異なる傾向を示している。フィリピン人とタイ人の女性は来日経路によっては、日本の性サービス産業で限定的な在留資格のまま就労せざるを得ないことも多かったため、日本人の配偶者として在留を継続する女性も多かったと推測される。また、結婚後に専業主婦になると、後に離婚したとたんに貧困に陥りやすくなる傾向がある (ibid 12)。

(2) これまでの研究から明らかとなった外国籍女性への支援の問題点

①在留資格

・日本人夫に依存せざるを得ない在留資格制度は最大の問題である。

日本人と婚姻した女性が、在留資格「日本人の配偶者等」を取得又は更新するためには、原則として日本人夫の協力が必要である。離婚した場合は、日本人の子を監護養育しているときには在留資格「定住者」の取得が可能だが、面会交流だけでは困難で、他の在留資格への変更も容易でない。また、外国人女性を母とする子は、母が日本人男性と婚姻中に懐胎した場合、両親が婚姻していないが日本人父から胎児認知

又は生後認知を受けた場合には、日本国籍を取得できるし¹、日本国籍がなくても認知があれば在留資格は得られる。しかし、認知すらしない日本人男性は少なくない。

- ・在留資格の有無・種類により社会保障制度の利用の可否が異なる。例えば、生活保護法の準用は「定住者」以上の安定した在留資格を持つ場合に限られるし、オーバーステイなら原則として全ての制度が利用できない。
- ・2009年の入管法改正により在留資格の取消制度の対象となり²、DV等があっても、事実上、離婚の自由が大幅に制約される³。
- ・2010年現在、1234人の無国籍者が外国人登録をしているが(うち619人が女性、527人が未成年者⁴、無国籍者が全員外国人登録をしているとは限らず、さらに多くの無国籍の女性や子どもが存在する可能性がある。

¹日本国籍を有していても外国の言語・文化・生活習慣の中で育っている女性や子どもがいる。法務省によれば、改正国籍法(2009.1.1施行)による国籍取得者は2011年2月末現在計2260人である(うち3条関係で父母が婚姻している子は983人、父母が婚姻していない子は1185人)。また、帰化による国籍取得者は年間1万4000人程度である。

²配偶者の身分を有する者としての活動を継続して6か月以上行わない場合、転居したのに90日以内に届け出をしない場合などは、在留資格を取り消されることがある。法務省入国管理局のウェブサイト

http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/q-and-a_page3.html#q116-a

³台湾や韓国においても、自国男性と外国籍女性との結婚件数が増加しており、外国籍女性たちがDVや様々な搾取を受けやすいことが指摘されている。

⁴法務省登録外国人統計統計表2010年「国籍(出身地)別年齢・男女別外国人登録者」

②言語、生活習慣、文化

- ・外国籍女性に対し、無償又は低廉な費用で日本語学習をする機会は保障されていない。言語だけでなく、文化や慣習、法律や社会制度なども学ぶ必要があるが、その機会も保障されていない。
- ・同時に、国際結婚を望む（又は既婚の）日本人男性やその親族等に対して、女性の本国の言語・文化・生活習慣、女性が日本で直面する困難とその支援などについての研修機会も、何ら提供されていない。

③支援体制、支援機関

- ・実効性ある支援のためには、婦人相談所などの女性支援機関だけでなく、市役所・区役所、福祉事務所、学校なども含めた関係機関が連携した支援を行う必要があるが（相談を受けたらそこでの対応＋専門機関への紹介）、そのような発想や体制はない。
- ・文科省や男女共同参画局など厚労省以外の省庁との協力連携も十分とはいえない。
- ・日本語学習、文化・慣習、相談業務などに対応する多文化支援センター（仮称）の設置は有益であるが、ほとんどの自治体で設置されていない。
- ・外国籍住民を含む民間団体を支援機関の一つと位置付けることは有益であるが（専門支援機関へのアクセスの援助、初期相談・日常生活相談、日本語教育、子供たちの支援業務などを委託する）、その様な例はほとんどない。通訳費用の支弁や通訳養成への援助

も十分ではない。

- ・支援機関職員に対する、外国籍女性の文化や生活習慣、支援に必要な法（入管法を含む）や社会制度などに関する研修は、実施されていないか又は不十分である。
- ・日常会話ができることと相談し理解することは別である。しかし、多言語に対応できる職員は配置されず、通訳人も日常的に確保されていない。多文化を理解したソーシャルワーカーの養成・配置もない。
- ・外国籍女性と支援機関職員の双方に必要な情報を集めた資料集等の作成がなされていない。口頭での説明には限界がある（日本人相互でも同様）。
- ・就労・就職に必要な日本語教育が支援内容として十分に位置付けられていない。

④一時保護所における支援

- ・適法な在留資格を持たない女性に対する対応が機関により異なり、適切な保護より通報を優先する機関も存在する。
- ・女性に対し、日本語教室、料理教室、内職（自由に使えるお金を多少でも持つことができる）、帰国後役立つ職業訓練など、就労・自立にも役立つプログラムが必要だが、実施している機関は少ない。
- ・心理的ダメージが大きい女性には、その言語で対応する医療を確保すべきであるが（在日大使館等の協力により出身国の医師を受診、医療専門の通訳者を配置するなど）、実施している機関は

少ない。

- ・ダンスセラピーや化粧研修の実施も有益（修了証の交付）だが、その例は少ない。

⑤支援機関へのアクセス

- ・厚生労働省、都道府県・市町村の女性支援及び関連機関、民間団体において、ウェブサイトの多言語化、スマートフォン用のアプリ、多言語印刷物の作成・配布などを実施すべきであるが、いまだ不十分である。
- ・外国籍住民を含む民間団体が、行政機関とは異なるネットワークや信頼関係を外国籍女性と築いていることがあるが、そのような民間団体との協力が不十分である。

⑥子どもたちへの支援

- ・出身国の文化やコミュニティを尊重しつつ、日本社会の中でどのように子供たちに教育を保障するかは大きな課題である。
- ・学校では、教員や多言語の学習支援員の加配と常駐、放課後等の学習機会の無償提供（大学生、在住外国人の参加・協力なども）、教材・お知らせなどの（一部）多言語化などが必要。「学習するための言語能力」を育てる必要がある⁵。
- ・多文化支援センター（仮称）などによ

⁵日本の学校に在籍する外国人児童生徒数は小学校約4万3千人、中学校約2万3千人、高等学校約1万2千人など、計約8万人であり、在籍校は全国約6200校に及ぶ。このうち日本語指導が必要な児童生徒は約2万9千人。文部科学省初等中等教育局国際教育課平成23年3月「外国人児童生徒受入れの手引き」など参照
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm

る、母子双方を対象とした日本語教育の実施、教材開発、相談など。

- ・乳幼児から学校卒業後まで含めて、適切な支援プログラム開発・実施。
- ・自立後も継続したつながりを持ち、母子ともにつながる居場所を提供すること（HELPの試み、「実家」代わり）

⑦日本人側の多文化理解と差別偏見

- ・学校教育や社会教育において、女性の出身国（特に欧米以外）の文化・生活習慣・言語などを積極的に取り上げる機会は少ない。外国籍女性の参加、グループ討議など参加型の教材開発や研修実施も少ない。
- ・授業参観やPTA活動などの機会に行う保護者向け研修も有益だが、その例は少ない。
- ・地域コミュニティが外国籍女性や子どもを受け入れやすくするため自治体・NGOが支援する必要がある、地域における多文化交流の機会の設定が有益だが、その例は少ない。

（3）人身取引被害者

警察庁によれば、2001年～2011年に警察が保護した人身取引被害者は計613人である。また加害者の検挙件数539件、検挙人員は483人だった（警察庁2011）。被害者の国籍はタイが最も多く、次いでフィリピン、インドネシア、コロンビア、韓国、中国（台湾）で、この5か国で被害者の91%を占める。平成19年からは日本国籍者の被害者が散見されるようになり平成22年には12名の日本国籍者が人身取引被害から救出、保護さ